

# トレッサスタイルカード規約・規定集

## トレッサスタイルカード会員特約

第1条(本特約に定めるカード)1.本特約に定めるカードは、株式会社トヨタオートモルクリエイト(以下「TAC」という)およびトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)が提携して発行するトレッサスタイルカード(以下「本カード」という)とします。2.会員は、本カードにより以下の機能・制度を利用することができます。①本カードを通じて貨幣的価値を所定の電子的方法で蓄積して利用すること(以下「プリペイドカードサービス」という)②会員のトレッサマネー等の利用に応じてTACが会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度③その他、TACまたは当社が認めたサービス

第2条(本カードの会員)本カードの会員(以下「会員」という)となるのは、本特約、トレッサマネー利用規約およびこれに付帯する諸特約・諸規定(以下これらを総称して「会員規約等」という)を承認のうえ、入会の申込を行われた方で、TACおよび当社が入会を認めた方をいいます。

第3条(本カードのサービス)1.TACは、所定の方法により、会員に対する独自のサービス・特典を提供します。2.当社は、本特約および会員規約等の定めるところにより、会員に対しプリペイドカードサービスを提供します。

第4条(個人情報等の収集・利用・提供等に関する同意)1.入会申込者および会員(以下「会員等」という)は、自己の個人情報(会員規約等に定める属性情報、契約情報および取引情報)その他の情報の取扱に関し、本条に定める内容に同意します。2.TACは、収集した属性情報、契約情報および取引情報を以下の目的の範囲内で自ら利用するものとします。【目的】TACの運営するトレッサ横浜の取り扱い商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、ポイントサービスを円滑に実施すること。3.TACは、以下の提供先に対し、以下の内容の情報を、以下の目的に必要な範囲内で提供するものとします。また、提供先は以下の目的の範囲内でTACから提供を受けた情報を利用するものとします。【提供先】TACの運営するトレッサ横浜に出店する店舗を運営する企業【提供先】属性情報、契約情報および提供先との取引情報【目的】年間ご利用累計金額に応じた特典・商品情報・ポイントシステムの変更・キャンペーン・セール・ポイント還元イベント・お買上商品のトラブル・お買上金額の差異や付加ポイントの差異のご案内、アンケートのご依頼、各種プレゼントのご提供、以上の目的を達成するための顧客動向分析、販売促進活動の効果検証、販売促進計画の策定※なお、情報の提供先企業については、トレッサ横浜のホームページ等に記載し、お知らせしております。トレッサ横浜 <https://www.tressa-yokohama.jp/> 4.TACおよび当社は、以下の目的のために、会員等の個人情報を相互に交換し、これを利用する場合があります。【目的】プリペイドカードの発行・管理、各種サービスの円滑な提供に利用するため。5.当社は、本カードの入会申込に対する本カード発行の可否および発行後の退会・解約の事実(その理由は除く)について、TACに通知します。

第5条(個人情報に関する会員の権利)会員等は、会員規約等に定めるところに準じて、TACに対し以下の請求をすることができます。①前条に規定する宣伝印刷物の送付・eメールの送信等に対する中止の請求②TACにおいて管理する個人情報の開示・訂正・削除の請求

第6条(個人情報に関するお問い合わせ先)TACにおける前条の請求その他のお問い合わせについては下記をお願いします。

【お問い合わせ先】トレッサ横浜【住所】〒222-0002 神奈川県横浜市港北区師岡町700番地【電話番号】045-534-2200(代表)

第7条(本特約に定めのない事項)本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されるものとします。

## トレッサマネー利用規約

第1条(目的)本規約は、株式会社トヨタオートモルクリエイト(以下「TAC」といいます)とトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」といいます)が提携して発行する以下に定義するトレッサマネーおよびプリペイドカード利用について規定するもので、利用者のトレッサマネーおよびプリペイドカードに関する取引に本規約が適用されるものとします。

第2条(定義)本規約における次の用語は、別途定義されない限り、次のとおりとします。●プリペイドカード 利用者が本規約に従ってトレッサマネーおよびトレッサポイント規定で規定するポイントを蓄積し、利用するために必要な機能を備えた、TACが発行するカード。●トレッサマネー 当社の仕様により、カードを通じて貨幣価値を電子的方法で電子情報に置き換え、蓄積、使用される円単位とする電子的価値(電子マネー)で、当社が所定の方式で利用者に発行するもの。●利用者 TACおよび当社よりプリペイドカードおよびトレッサマネーの利用を認められた方。●加盟店 トレッサマネーの利用により、利用者に対して商品等を自らまたはフランチャイズ方式等を通じて販売または提供する事業者ならびに当該事業者にかわって利用者より商品等の代金を受領する事業者で、当社が審査のうえ加盟を承諾した事業者。●商品等 利用者がトレッサマネーの利用により購入または提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツおよび権利等。●トレッサマネー店舗端末 利用者がトレッサマネーの利用により商品等の購入または提供を受ける際に必要となる機器で、加盟店またはその指定する場所に設置されるトレッサマネーの受入端末機器。●トレッサマネーチャージ機 利用者が本規約第6条によりトレッサマネーを購入することができる端末機器。トレッサマネーチャージ機の設置場所は、当社所定の方法でお知らせいたします。

第3条(プリペイドカードの貸与等)1.TACは、所定の手数料を支払った利用者に対して、本規約に基づき所定のプリペイドカードを貸与するものとします。利用者は、貸与されたプリペイドカードを、善良なる管理者の注意をもって管理使用するものとします。2.プリペイドカードの所有権は、TACに帰属します。3.TACがプリペイドカードを貸与する場合には、当初プリペイドカードの利用残高は当社所定の金額とします。4.プリペイドカードは、プリペイドカードを貸与された利用者本人のみが利用することができます。5.利用者は、本規約上の地位を第三者に譲渡できず、またプリペイドカードを第三者に譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のために提供することはできないものとします。6.利用者は、TACおよび当社に届け出た住所・氏名・電話番号等について変更があった場合には、本規約第22条に規定する連絡先に連絡する方法により遅滞なくTACまたは当社に届け出るものとします。7.利用者が、本条第1項、第4項、第5項、第6項のいずれかに違反した場合、TACおよび当社は責任を一切負わないものとします。

第4条(トレッサマネーの取扱)1.利用者がプリペイドカードを通じて電子的方法により蓄積することができるトレッサマネーの金額は、金100,000円相当を限度とします。利用者は、限度額の範囲内であれば何度でも、本規約に従い当社からトレッサマネーを購入し、プリペイドカードを通じ当社所定の方法で蓄積することができるものとします。2.トレッサマネーの未使用残高は、当社所定の方法で確認することができます。

第5条(禁止事項)1.利用者は、以下の目的でトレッサマネーまたはプリペイドカードを使用することはできないものとします。①違法、不正または公序良俗に反する目的②営利目的 2.利用者は、プリペイドカードの破壊、分解または解析等を行わず、いかなる理由があってもプリペイドカードの複製等を試みてはならず、かつ、かかる行為に加担・協力しないものとします。

第6条(トレッサマネーの購入)1.利用者は、トレッサマネーの購入を希望するときは、当社に対して、各所定の方法により申し込むものとします。2.利用者のトレッサマネーにかかる売買契約は、トレッサマネーが利用者のプリペイドカードを通じて所定の電子的方法により蓄積された時に成立するものとします。なお、利用者は、トレッサマネーを当社所定の金額単位で、かつ一度に当社所定の限度額の範囲でのみ購入できるものとします。この場合、購入後のトレッサマネーの残高は、トレッサマネーチャージ機等に表示されず、利用者は、トレッサマネー購入後のトレッサマネー残高表示金額に誤りがないことを確認するものとします。3.利用者は、トレッサマ

ネーの購入をするに際し、第1項によりトレッサマネーの購入の申し込みをした当社に対して、各所定の方法により購入代金を支払うものとします。4.トレッサマネーは、当社所定の時間内に購入することができるものとします。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、トレッサマネー偽造防止等の安全管理その他やむを得ない事由等により、トレッサマネーの販売が中止されることがあり、この場合は利用者は異議を述べないものとします。

第7条(トレッサマネーの使用)1.利用者は、TACが運営するトレッサ横浜内の加盟店(当社が指定した店舗を除く)において、商品等を購入しまたは提供を受ける際に、プリペイドカードを通じて所定の電子的方法により蓄積されたそのご利用可能残高の範囲内でトレッサマネーを使用して、加盟店に当該商品等の代金を支払うことができるものとします。ただし、当社がトレッサマネーのご利用ができないものとして指定した商品等の代金の支払いは、ご利用いただけません。2.利用者が加盟店の店頭にて商品等の代金をトレッサマネーで支払う場合は、当該加盟店がトレッサマネー店舗端末に利用者の購入した商品等の代金額を入力した後、当社所定の方法により同額のトレッサマネーを移転させ、利用者は当該加盟店に対する当該代金を支払うものとなります。この場合、商品等の代金額および使用後のトレッサマネー残高は、トレッサマネー店舗端末等から出力される利用明細書に表示され(当社が指定した店舗を除く)、利用者は、当該代金表示金額およびトレッサマネー残高表示金額に誤りがないことを確認するものとします。3.前項の場合、トレッサマネー店舗端末に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者のプリペイドカードを通じて所定の電子的方法により加盟店のトレッサマネー店舗端末に対するトレッサマネーの移転が完了し、これにより当該トレッサマネーと同額の金額を引き渡したのと同様の効果を生じるものとします。なお、トレッサマネー店舗端末等にトレッサマネーが不足している旨の表示がされた場合は、トレッサマネーによる購入ができない場合があることをあらかじめご了承ください。4.当社は、利用者がトレッサマネーにより加盟店から購入または提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者との間に生じる取引上の一切の問題について、何らの責任も負わないものとします。5.トレッサマネーのご利用履歴の確認方法については、当社所定の方法でご確認いただけます。6.トレッサマネーをご利用いただける加盟店は、様々な事情により増減することがありますので、あらかじめご了承ください。

第8条(トレッサマネーの使用後の取扱)1.前条第4項のトレッサマネー移転後、利用者との加盟店の間のトレッサマネー移転の原因となる取引行為につき加盟店が無効、取消、解除等を認めた場合、利用者は、加盟店を通じて当社に対して当該トレッサマネーの移転の取消、返還を求めることができるものとします。2.トレッサマネーの移転の取消、返還が認められた場合、利用者は、トレッサマネー利用端末から出力される利用明細書等によりトレッサマネーの移転の取消、返還が誤りなく行われたことを確認するものとします。

第9条(プリペイドカード等の利用中止等)1.TACおよび当社は、次のいずれかに該当する場合には、利用者に予告することなくプリペイドカードおよびトレッサマネーの利用を全面的に、あるいは部分的に中止または停止することができるものとします。①プリペイドカード(利用者の保有が否かを問わない)が偽造または変造されたもの、不正使用されたもの、あるいは、その疑いのある場合②プリペイドカードの破損または電磁的影響その他の事由によるトレッサマネーの破壊および消失、あるいは、トレッサマネーに関するシステムの故障、停電、通信回線の不全・混雑、その他の事由によるトレッサマネー店舗端末の使用不能の場合③トレッサマネーに関するシステムを管理運用する会社の休業日、休業時間または保守管理その他の事由によりシステムの一部または一部を停止する場合④利用者のトレッサマネーの使用が本規約に違反しまたは違反するおそれのある場合⑤利用者のプリペイドカードの利用が本規約に違反しまたは違反するおそれのある場合⑥その他やむを得ない事由が生じた場合 2.前項のプリペイドカードおよびトレッサマネーの全部または一部の利用中止等の場合には、トレッサマネーにかかる権利の行使その他の請求はできないものとし、これにより利用者に不利益ない損害が生じた場合でも、TACおよび当社は、一切の責任を負わないものとします。3.利用者は、次の場合、プリペイドカードないしトレッサマネーを利用してはならないものとします。この場合、利用者は、当社に対してその旨を直ちに通知するとともに、当該プリペイドカードをTACに直ちに提出するものとします。①プリペイドカードないしこれを通じて所定の電子的方法により蓄積されたトレッサマネーが、偽造、変造されたものであることを知ったとき②プリペイドカードが違法に取得されたものであることが知りながら、もしくはは知ることができている状況で取得したとき③トレッサマネーが違法に保有されるに至ったとき

第10条(カードの紛失、盗難)1.プリペイドカードの紛失、盗難等により、プリペイドカードを通じて蓄積された未使用のトレッサマネーの紛失または第三者による不正使用等損害が生じた場合でも当社は責任を負わずすべて利用者の負担とします。2.TACおよび当社は、利用者から紛失、盗難等によりプリペイドカードを紛失した旨の届出があった場合、または第三者からプリペイドカードを拾得した旨の届出があった場合、当該プリペイドカードおよびトレッサマネーについて、使用停止の措置をとることができます。なお、利用者は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。3.利用者が、プリペイドカードの紛失・盗難等申し出てからTACおよび当社による使用停止の措置が完了するまでに当社所定の期間を要することを利用者は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、プリペイドカードを通じて蓄積された未使用のトレッサマネーの紛失または第三者による不正利用等損害が生じた場合でも当社は責任を負わずすべて利用者の負担とします。

第11条(トレッサマネー等に生じた事故)1.利用者は、プリペイドカードの破損、電磁的影響その他の事由によりトレッサマネーが使用できなくなった場合、当該プリペイドカードを直ちにTACに提出するものとします。2.前項の場合、当社は、前項のプリペイドカードを通じて未使用のまま電子的に蓄積されたトレッサマネーの額面およびトレッサマネー使用時に消失したトレッサマネーの額面を当社所定の方法で確認します。3.前項で確認されたトレッサマネーは、第12条に定める方法により、新たに発行されたプリペイドカードに引き継がれるものとします。

第12条(新規カードの発行、トレッサマネーの引き継ぎ)1.紛失・盗難等によりプリペイドカードを喪失した第10条第2項の届出をし、または前条第1項の場合、利用者は所定の手数料を支払い、プリペイドカードの発行を新たに申し込むことができるものとします。2.第10条第2項により使用停止の措置をとった時点で確認されたトレッサマネー残高の額面、または前条第2項で未使用のまま電子的に蓄積されていることが確認されたトレッサマネーの額面は、前条により新たに発行されたプリペイドカードに引き継がれるものとします。3.本条第1項に規定する申込によりプリペイドカードが発行されるのは、当社所定の本人確認が完了している場合に限りです。

第13条(有効期限)1.トレッサマネーの有効期限は、最終購入日またはご利用日から5年とします。2.前条の有効期限を経過したトレッサマネーは換金しないものとします。

第14条(トレッサマネーの換金)1.トレッサマネーの換金は、第19条に定める事由が生じた場合または利用者のやむを得ない事情によりトレッサマネーの利用が著しく困難になった当社が特に認める場合を除き、行えないものとします。2.前項に基づき当社が例外的に換金を行う場合であって、当社に対して利用者が換金を申し出し、プリペイドカードをTACに返却したときは、当社は、当社所定の方法により、利用者のカードを通じて蓄積された未使用のトレッサマネー額面を確認し、換金を行うものとします。3.当社において、換金を申し出られた方が利用者本人であることが確認できない場合は、換金の申し出を断ることができるものとします。4.トレッサマネーの換金を行う場合、利用者は当社所定の手数料を当社に支払うものとします。ただし、第19条に定める事由が生じたことに基づき行われる換金の場合には、この限りではないものとします。5.当社は、利用者が当社に負担する一切の債務(弁済期限到来済みの債務に限る)と換金による支払債務を当然に相殺するものとし、利用者の当該債務のいずれかの弁済に充当されても利用者は異議を述べないものとします。

第15条(規約の変更)当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、法令の法的変更に対応するためその必要があるときは、民法に定めるところに従い、本規約その他のプリペイドカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という)を変更する旨、変更後本規約等の内容およびその効力発生時期を、予めトレッサ横浜または当社のWEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第16条(退会)利用者は、トレッサマネーの残高がゼロの場合、当社所定の方法により本規約の解約を申し出ることができ、利用者が死亡した場合、本規約は当然に解約されるものとします。

第17条(規約違反等)当社は、利用者が次のいずれかに該当したときは、本規約に基づく利用者のトレッサマネーに関する一切の利用資格を直ちに取消すことができますものとします。この場合、TACは、事前に通知催告を要せず、当該利用者に対しプリペイドカードの利用も中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。①本規約に違反したとき②当社が利用者のトレッサマネーの利用状況等から、利用者として不適当と判断したとき③その他当社所定の事由が存在するとき④利用者が第22条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、利用資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき

第18条(プリペイドカード等の返却)前条により本規約に基づく利用資格が取り消された場合、利用者は本カードをTACに返却するものとし、TACは、利用者への事前の連絡なくプリペイドカードを回収することができるが、利用者は異議を述べないものとします。

第19条(プリペイドカード等の終了)1.ATCおよび当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他TACまたは当社の都合により、利用者に対し事前に当社所定の方法で周知したうえで、プリペイドカードおよびトレッサマネーの取扱を全面的に終了することができるものとします。2.前項の場合、当社は資金決済法に基づき払戻しをお知らせし、利用者は速やかに払戻しを申し出るものとします。3.利用者は、前項の払戻し開始から5年経過したときは、換金を受ける権利を失うものとします。

第20条(準拠法)利用者TACおよび当社との契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第21条(合意管轄裁判所)利用者は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のかんにかかわらず、利用者の住所地、購入地およびTACまたは当社の本社、支社、支店もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第22条(確約事項)1.利用者は、利用者が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団②暴力団員③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等⑥その他①～⑤に準ずる者2.利用者は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた要求行為③本契約に関して、緊迫的な言動をし、又は暴力を用いる④風説を流布し、偽計を用いる又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他上記①～④に準ずる行為

第23条(お問い合わせ先)プリペイドカード、トレッサマネー、本規約のほか、住所変更、紛失・盗難、返金、磁気不良等に関するご質問、お問い合わせは下記のコールセンターまでご連絡下さい。

記(連絡先)トレッサマネーコールセンター(電話番号)0570-010171

## 個人情報の利用・収集・提供の同意に関する規定

第1条(カード取引にかかる個人情報の取扱い)1.トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)は、カードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得した入会申込者および会員(以下両者を「会員等」という)の個人情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従って収集・利用・提供および登録を行うものとします。2.当社および当社から個人情報の提供を受ける各企業は、会員等の意に反する個人情報の取扱いと会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。3.会員等は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

第2条(残高管理等にかかる収集・利用、預託)1.当社は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含むカードサービス提供業務のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を保護措置を講じた上で収集・利用します。①属性情報 会員等が所定の申込書に記載する等により申告した会員等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、勤務先、アンケート欄への回答内容等(本契約締結後に会員等から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ)②契約情報 申込日、入会日、入会店舗、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報③取引情報 カードの利用件数、利用金額、利用残高、購入商品・利用サービスの種類区分、利用加盟店の業種区分等のカード利用の概況に関する情報④本人確認情報 会員の運転免許証、パスポート、住民票等によって本人確認を行う際に収集した情報2.前項の収集・利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で会員等の個人情報を預託します。

第3条(各種サービス実施にかかる利用)当社は、下記の目的に属性情報、契約情報および取引情報を利用します。①当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について、宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。②当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。③提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため。※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。トヨタファイナンス https://www.toyota-finance.co.jp/

第4条(提携企業への提供・共同利用)1.当社は、クレジットカードに関連する各種提携サービスを提供するため、個人情報の保護措置を講じた上で、本規定末尾記載の企業(以下、「共同利用会社」という)と会員等の属性情報を共同利用します。2.本規定の有効期間中に情報の提供・利用先(以下「情報提供先」という)が新たに追加された場合には、会員等に別途書面により通知し、同意を得るものとします。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)1.会員等は、当社および第4条に記載する共同利用会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。・当社または共同利用会社に開示を求める場合には、第8条記載の窓口を通じて下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等)の詳細についてはお答えします。2.前項の場合、会員等は本人であることを証明するための書類(自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。3.開示請求により、万一人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(本規定に不同意の場合)1.当社は、会員等がカード入会契約に必要な記載事項(申込書に会員等が記載すべき事項)を記載できない場合および本規定の内容を承認できない場合、カード入会契約をお断りすることができます。ただし、本規定第3条および第4条第1項の共同利用を除く)に同意しないことが理由に当社がカード入会契約をお断りすることはありません。2.会員等が、第3条および第4条に同意しない場合、当社は第3条および第4条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。ただし、第4条の共同利用についてはこの限りではありません。3.前項に該当する場合、第3条および第4条に記載した利用目的に関連して会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員等は予め了承します。

第7条(個人情報の提供・利用の中止の申出)本規定第3条および第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく当社での利用および第4条に基づく当社から情報提供先への提供を中止する措置をとり、第4条の共同利用についてはこの限りではありません。

第8条(個人情報に関するお問い合わせ)宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止、および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者(コンプライアンス担当役員)を設置しています。

[対応部署] お客様相談窓口 [住所等] 〒451-6014 名古屋市中区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー [東京] TEL03-5617-2533 [名古屋] TEL052-239-2533

第9条(カード入会契約の不成立、退会等の場合)1.カード入会契約が不成立の場合は、第2

条に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。2.退会等により会員でなくなる場合、第2条に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。第10条(本規定の変更)1.本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。2.本規定のうち、取り扱う個人情報の内容、個人情報の収集・利用の目的、情報提供先への提供・利用について変更が生じた場合は、会員等に通知し、同意を得るものとします。3.前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ会員等に通知するものとします。(共同利用会社)本規定第4条第1項に定める共同利用会社は以下のとおりです。○トヨタ自動車株式会社 〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地 [目的]GAZOO等の各種Web関連サービスの提供

## トレッサポイント規定

第1条(規定の目的)1.本規定は、株式会社トヨタオートモビルクリエイト(以下「TAC」という)とトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)との提携により発行するカード(以下「本カード」という)において、会員の利用に応じてTACがカードの会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度(以下「ポイントサービス」という)の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものとします。2.TACは、必要と認めるときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、TACは予めまたは事後に、トレッサ横浜または当社のWEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員にお知らせします。3.ポイントサービスの特典内容、諸手続に関する詳細は、別途当社が発行する「ご利用ガイド」その他の書面等(以下「ご利用ガイド等」という)により案内するところにより、4.本カードに関し、本規定に定めのない事項については、トレッサマネー利用規約及びこれに附帯する諸特約・諸規定(以下これらを総称して「会員規約等」という)が適用されるものとします。

第2条(ポイントサービスによる還元)1.会員は、本規定およびご利用ガイド等の定めるところに従い、所定の申請を行うことにより、TACから所定の還元を受けることができます。2.カード会員資格を喪失した場合は、ポイントサービスを利用することはできません。

第3条(ポイントの付与対象)ポイントの付与対象は次の通りとします。①本カードを通じて所定の電子の方法により蓄積された貨幣価値(トレッサマネー)を使用して商品等を購入しまたはサービスの提供を受けた際の代金。②TACが運営するトレッサ横浜(以下「トレッサ」という)内の別途定める店舗において本カードを提示のうえ、商品・サービス等の購入を現金、本カード以外のクレジットカードまたはTACが認めたお買物券で行った際の購入代金。

第4条(ポイントの付与日)ポイントは、トレッサ内の別途定める店舗における本カード利用代金・現金購入代金・本カード以外のクレジットカード利用代金については、当月内のTAC所定日に付与され、上記以外のカード利用代金については会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、当月のTAC所定日に付与されます。

第5条(ポイントの付与取消)会員の商品・役務等の購入の取消等により、ポイント付与の対象となるカード利用代金、現金購入代金、本カード以外のクレジットカード利用代金およびTACが使用を認めたお買物券の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも、TAC所定の方法により取り消されるものとします。

第6条(ポイントの計算)1.ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られたカード利用代金等に応じて、次のとおり計算され、①～③の合計ポイントが付与されるものとします。①TACが別途指定するトレッサ横浜内の店舗でのカード提示のうえ商品・サービス等の購入を現金、本カードおよび本カード以外のクレジットカードまたはTACが使用を認めたお買物券で行った際の購入代金に対して100円(税込)につきTAC所定の率を乗じて得られるポイント②TACが別途指定するトレッサ横浜内の店舗でのトレッサマネーご利用代金に対して100円(税込)につきTAC所定の率を乗じて得られるポイント③その他、TACが別途指定する特定の取引等に対してTACが別途定めるポイント2.会員が行った商品・役務等の購入代金について一回の精算でポイント付与が行われる上限金額は、99,999円(税込)とさせていただきます。ただし、TACが特定する一部店舗において、上限金額を変更する場合があります。

3.会員は、登録されたポイントを他人に譲渡、または移行し合算することはできません。第7条(ポイントの蓄積と有効期間)1.ポイントサービスは、毎年4月1日から翌年3月31日を一つの期間として運用され、同期間に貯めたポイントは次の期間が終了するまで有効なものとして蓄積され、それ以降は失効します。有効期間を経過したポイントの失効については当社およびTACは一切の責を負いません。2.会員は、ポイントを利用するTAC所定の限度まで蓄積することができるものとします。

第8条(会員へのポイントの連絡)第6条の計算に基づきTACが別途指定するトレッサ横浜内の店舗において新たに付与されるポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、会員にTACが別途指定する方法により通知されます。また、会員はTACが別途指定した場所に設置された端末機において所定の方法によりポイント残高を確認することもできます。

第9条(ポイントの還元申請の条件および手続等)1.ポイントの還元申請をすることができるのは、申請の時点で会員資格を有している会員に限るものとします。2.ポイントの還元は、トレッサマネーの交換にあてられることにより行われるものとします。3.会員は、申請の時点で蓄積しているポイント数の範囲内で還元申請を行うものとします。蓄積されたポイント数を超えて還元申請がなされた場合、当該申請は無効となります。4.会員は、TAC所定の方法または、TACが別途定めて会員にご案内する方法により還元申請を行うことができます。5.還元コースに応じた還元申請の条件および手続については、本規定の他、ご利用のガイド等により定めるところによるものとします。6.既に行った還元申請を取り消し、またはその内容を変更することはできません。

第10条(還元の決定)1.TACは、会員からの還元申請を受けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、その還元の可否を決定するものとします。2.TACは、所定の審査により、本人会員が還元申請に開示不正確・虚偽の行為をしたと認められた場合、または会員規約その他の規定を遵守していないと認められた場合には、当該会員への還元を拒否または留保することができます。この場合、会員にその旨通知されます。

第11条(還元の方法)TACは、前条に基づく還元決定に従い、会員の指定に基づき還元対象となったポイント残高を、TAC所定の方法により還元します。

第12条(公租公課)ポイントサービスによる還元について公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第13条(ポイントの消滅)会員が、理由の如何を問わず、カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定またはポイントサービスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第14条(ポイントサービスに関する疑義等)1.会員は、理由の如何を問わず、ポイントサービスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。2.ポイントの有効性、ポイント数、還元申請資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関し生ずる疑義は、TACの決するところによるものとします。

第15条(終了・中止・変更等)1.TACは、予告なしに、いつでもポイントサービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。2.TACは、第6条にいうTAC所定の率もしくは加算率を、予告なしに、いつでも変更できるものとします。3.ポイントサービスの内容は、日本国の法令の下に規制される場合があります。

第16条(お問い合わせ先)ポイントサービスに関するご質問、お問い合わせは下記のコールセンターまでご連絡ください。

記(連絡先)株式会社トヨタオートモビルクリエイトトレッサ横浜(電話番号)045-534-2200

(住所)〒222-0002 神奈川県横浜市港北区師岡町700番